



様式第二十五号（第十二条の五関係）

## 産業廃棄物処理施設変更許可証

平成10年7月2日

栃木県宇都宮市上御田町268番地2  
株式会社 安住  
代表取締役 長野 榮夫

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十五条の二第一項の規定により、変更の許可を受けた産業廃棄物処理施設であることを証する。

栃木県県北健康福祉センター所長 潮見 重毅



許可の年月日	平成10年7月2日	許可番号	許可第150-1号
施設の種類及び処理する産業廃棄物の種類	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第7条第14号ロ 安定型最終処分場 処理する産業廃棄物の種類：廃プラスチック類、ゴムくず、金属くず、ガラスくず等、がれき類 以上5種類		
設置場所	栃木県黒磯市亀山字上の山2-1, 2-2, 2-3, 2-5, 2-6, 4-4, 以上6筆		
処理能力	敷地面積 46,074 m <sup>2</sup> 埋立面積 41,694 m <sup>2</sup> 埋立容量 953,889 m <sup>3</sup>		
許可の条件			
留意事項	1. 施設の設置に当たっては、各種関連法規を遵守すること。 2. 計画内容等の変更があった場合は当庁に速やかに連絡し、指示を受けること。 3. 施設の使用前検査申請書を提出し、職員の検査を受けること。		
教示	この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に栃木県知事に対して審査請求することができる。		



# 一般廃棄物処理施設変更許可証

平成17年11月1日

住所 栃木県宇都宮市上御田町268番地2

氏名 株式会社安住  
代表取締役 長野 榮夫

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条第1項の規定により、変更の許可を受けた一般廃棄物処理施設であることを証する。

栃木県県南健康福祉センター所長 潮見 重毅



許可年月日	平成17年11月1日	許可番号	286-11
施設の種類及び処理する一般廃棄物の種類	ごみ処理施設 粗大ごみ、不燃ごみ、ガラス、ビン類		
設置場所	栃木県下都賀郡壬生町壬生乙吾妻原3550番地1		
処理能力	・破砕 116 t / 日 (8時間) ・破砕 56 t / 日 (8時間) ・選別 32 t / 日 (8時間) ・減容 8 t / 日 (8時間) ・圧縮 16 t / 日 (8時間)		
許可の条件	なし		
留意事項	1. 施設の変更に当たっては、各種関係法規を遵守すること。 2. 計画内容等に変更があった場合は速やかに連絡し、指示を受けること。 3. 施設の使用前検査申請書を提出し、職員の検査を受けること		



# 産業廃棄物処理施設設置許可証

平成17年11月1日

住 所 栃木県宇都宮市上御田町268番地2

氏 名 株式会社安住  
代表取締役 長野榮夫

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条第1項の規定により、設置の許可を受けた産業廃棄物処理施設であることを証する。

栃木県県南健康福祉センター所長 潮 見 重 毅



許可の年月日	平成17年11月1日	許可番号	021702
施設の種類及び処理する産業廃棄物の種類	破碎施設（廃プラスチック類、木くず、がれき類）		
設置場所	栃木県下都賀郡壬生町大字壬生乙字吾妻原3550番1		
処理能力	・廃プラスチック類 102.72t/日（4.28t/時） ・木くず 225.84t/日（9.41t/時） ・がれき類 616.56t/日（25.69t/時）		
許可の条件	なし		
規則第11条第8項の規定による許可証の提出の有無	有 ・ (無)		
留意事項	1 施設の設置に当たっては、各種関係法規を遵守すること。 2 計画内容等に変更があった場合は当庁に速やかに連絡し、指示を受けること。 3 施設の使用前検査申請書を提出し、職員の検査を受けること。		